

経済団体（事業者）からの要望事項等

○システム構築にあたっては、既に提出済の情報が利用可能になるような複写機能（事前入力機能）の装備をお願いしたい。

- ・ ご要望も踏まえて、すでに提出済みの情報は自動で入力されるような仕様にすることを検討し、論点①の回答の通り、基本計画を見直す。

○（建設業の許可に限らず）登記されていないことの証明書や身分証明書の取得が煩雑。建設業の手続きがオンライン化されても、結局は取得に法務局等まで出向かなければならない。横断的な仕組みの検討をお願いしたい。

- ・ 他省庁等との連携により、申請者の負担軽減に繋がる方策は継続的に検討を進める予定。

○2020年4月の建設業法および施行令の改正で手続き負担は大きく改善されている。

- ・ 建設業法施行規則等の改正により、2020年4月から、国家資格者等・監理技術者一覧表、営業所の地図、住民票等の提出を不要とし、提出書類の簡素化を実施したところ。

建設業の許可について

○多くの自治体では、初めて許可申請を行う場合に、書類不備等を確認するために、窓口での事前相談を求めている。日程調整して訪問することは大きな負担である。そのため、事前相談についても、オンラインなど非対面で対応いただけるよう環境整備をお願いしたい。

- ・ 事前相談については、申請者のサポートと許可行政庁の審査業務の円滑化のために実施していると認識しているが、新型コロナウイルス感染症拡大予防策として、対面での相談を中止し電話等で対応している許可行政庁もあると承知している。自治事務として都道府県が実施しているものであり、都道府県の判断であるが、許可行政庁の実務等を踏まえて、必要な働きかけを行って参りたい。

○専任技術者証明書等の入力方法が非効率。1マス1文字ずつ入力する項目が多く、手間になっている。見直していただきたい。

- ・ 国土交通省 HP では、ご指摘のようなマス目に入力を求めるエクセル様式での様式の提供をやめ、簡易に申請データを作成できるように、民間事業者団体が提供する申請書作成ソフトウェアのダウンロードリンクを掲載している。
- ・ また、現在検討を進めている電子申請システムにおいては、ご指摘のような手間は発生しない。

○建設業許可の更新手続中に、地方自治体や民間の発注者から建設業の許可（通知）の提出を求められた場合、許可通知の代わりに、更新手続中である証明として、受付印の押印された副本を提出している。電子申請システムの審査状況を確認できるようにすることで、副本等の書面提出が不要になるのではないかと。

- ・ 電子申請システムでは、申請者が審査状況のステータスを確認できる機能を検討しており、その情報を印刷できるようにすることで、証明をとることは不要となると考えている。

○許可更新手続の際には、変更箇所だけでなく、届出済みの内容を含めて再度申請および証明書の提出が必要（例えば専任技術者の設置証明書および個人の免許証・合格証明書写しを添付）。変更箇所のみでの届出を検討いただけないか。変更項目や書類がシステム上で管理できていれば、再度提出は不要と考える。

- ・ ご要望も踏まえて、すでに提出済みの情報は自動で入力されるような仕様にすることを検討し、論点①の回答の通り、基本計画を見直す。
- ・ また、既に提出を受けた書類について、再度の提出を不要とできるような仕組みができないか併せて検討して参りたい。
- ・ なお、例示にある書類が何を指すか明確ではないが、専任技術者証明書等を指すのであれば、許可の更新の際は再度の提出を求めている。

○システム構築にあたっては、申請手数料等についてもオンライン納付ができるよう整備するとともに、利用者の利便性向上のために、複数の電子納付方法を用意していただきたい。※現状は窓口納付のみ。

- ・ Pay-easy を中心に電子納付の仕組みを検討している。

経営事項審査申請について

○添付書類として、技術者名簿に掲載のすべての技術者の資格証・合格証のコピーの提出が求められており、毎年、名簿の更新とともに、掲載分全ての資格証/合格証のコピーを新番号で付番の上、提出が必要で、作業負担が非常に大きい。自社は2000枚以上（技術者分の1660枚と監理技術者の講習受講の証明書約430枚）を毎年ペーパーで提出しているが、オンライン申請となった場合、毎年コピーに新番号で付番してからPDF化する必要性が生じるので、作業負担はむしろ増加となることが予想される。

資格証の大部分については前年度も同じ書類を提出しているため、新規追加された分と更新（監理技術者証）のみの提出とし、前年度提出分は省略できるようご検討いただきたい。

- ・ 資格者情報を有する民間団体等との連携により、現在添付を求めている保有資格を証する書面等について、添付を不要化できないか検討を進める予定。
- ・ また、既に提出を受けた書類について、再度の提出を不要とできるような仕組みができないか併せて検討して参りたい。

○申請書類の技術者名簿について、健康保険証番号やマイナンバー、または各資格団体の登録番号を記載する場合、転記誤りの発生が想定され、その場合申請書類の手戻りが発生する。行政庁側から技術者データを公開することにより、建設業者はそのデータをベースに、変更のあった技術者だけを申請するという方法にすれば、転記誤りによる手戻り等を削減できるのではないか。

- ・ 技術職員名簿では、経営事項審査で加対象となる資格を有する職員の氏名や保有資格等について記載を求め、また確認資料として保有資格を証する書面（試験の合格証等）の写しや、申請者の常時雇用されていることが分かる資料の写し等の添付を求めています。ご意見にある健康保険証番号やマイナンバー等の記載は求めていない。
- ・ なお、資格者情報を有する民間団体等との連携により、現在添付を求めている保有資格を証する書面等について、添付を不要化できないか検討を進める予定。

その他

○（決算報告に関して）直近3年の各事業年度における工事施工金額の提出を求められているが、年1回業務報告を行っているため、他の年の状況記載は不要なのではないか。また、毎年提出が求められるものは、優先的にオンライン化を進めて欲しい。

- ・ 決算報告についても電子申請できるよう検討を進めており、電子申請においては、過去に提出した情報をシステム内で取得できるよう検討を進めている。

○人事異動があるたびに新たに就任する使用人に係る申請を行っており、短期間で届出書の添付書類を揃えるのが負担となっている。マイナンバー活用等による身分証明書の添付不要化を検討いただけないか。（具体的には、使用人の欠格事由のないことの証明・身分証明書の取り寄せ、専任技術者の確認資料（健保組合発行の資格証明書）の取り寄せなど）

- ・ 他省庁等との連携により、申請者の負担軽減に繋がる方策は継続的に検討を進める予定。

○地方自治体への入札参加資格申請手続において、営業所一覧表や専任技術者一覧の提出が求められる場合がある。例えば、国土交通省が建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて「業者概要」「営業所」を開示しているのと同様に、専任技術者一覧、令3条の使用人一覧等についても自治体向けに情報開示（住所や生年月日などは除く）すれば、添付書類の提出は不要になるのではないか。

- ・ 地方自治体の入札参加資格申請手続において、どのような書類を求めているか把握していないが、電子申請システムの検討において、情報連携については、地方公共団体のニーズ等も踏まえて検討して参りたい。